

政策所管部局	入国管理局	評価実施主体	入国管理局	
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ			
目 標	基本目標	国際化と社会のニーズに応える外国人受入れを円滑に実現する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)	指 標	平成13年度中に目標達成のために講じた施策の実施状況(来年度以降の政策評価にあたっては、専門的・技術的分野の在留資格を有する入国者数を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。)
	達成目標	我が国社会が必要とする専門的技術等分野の外国人労働者の円滑な受入れを図る。		
基本的考え方	<p>出入国管理行政の重要な任務の一つは、国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることにあり、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、このような外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための施策を講じる必要がある。近年、通信・運輸手段の発達と経済システムの自由化が進行したことに伴う経済のグローバル化によって、外国との競争が激化しているほか、情報通信技術の発達により産業構造が変化し、より高度な専門性を有する人材を確実に確保したいという社会のニーズが高まるとともに、経済活動上の規制緩和推進の流れにより、企業活動がより多様性を求めるようになるなど、一層柔軟な人的資源の活用が望まれている。このような状況において、専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れに関しては、社会情勢の変化に応じ、内外の気運の高まりが認められる分野、例えば情報通信分野における外国人労働者等について、適正かつ円滑に受け入れるための条件及び環境を確保しつつ、人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していくべく、これら専門的・技術的分野の外国人受入れに対応する上陸許可基準、在留資格の見直し等を行うなど、受入れの拡大について積極的に検討していく。</p>			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<ol style="list-style-type: none"> 我が国の経済状況の変化に伴う専門的・技術的分野における労働者(特に外国人)需要の変動 諸外国の経済状況の変化に伴う専門的・技術的分野における労働力の供給に対する要請の変動 			
見直しの有無	<ol style="list-style-type: none"> 目標自体の見直しの有無 なし。 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。 			
評価結果	<ol style="list-style-type: none"> 測定時期 平成14年3月31日 評価方法 平成13年度の政策評価にあたっては、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況を指標としたが、平成14年度以降の政策評価にあたっては、専門的・技術的分野の在留 			

資格を有する入国者数を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。

3 平成13年度に講じた施策

(1) 外国人IT技術者受入れに向けた法務省令の改正

外国人IT技術者については、世界的規模で情報通信技術による産業・社会構造の変革が進展している中で、我が国の情報通信基盤の強化を図り、国際競争力を確保する観点から、高度な知識や技術を有するIT技術者を諸外国から円滑に受け入れる必要性が高まっていたほか、「e-JAPAN重点計画」においてもその受入れを求められていたことから、平成13年12月28日、法務省令を改正し、情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人が、法務大臣が告示をもって定める試験のいずれかに合格し、又は資格を有している場合には、「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できることとして、外国人IT技術者の入国・在留に係る要件を緩和した。

(2) 審査の迅速・適正化に向けた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正

近年、外国人の入国・在留形態が多岐にわたっていることに伴い、その審査業務も複雑かつ困難化していることから、入国審査官に事実の調査をする権限を入管法に明確化し、より一層適正な審査業務を実施させるとともに、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正を行い、平成14年3月1日から施行した。

4 評価

平成13年度においては、我が国社会が必要とする専門的・技術的分野の外国人労働者を円滑に受け入れるという達成目標を実現するべく、外国人IT技術者を円滑に受け入れるための法務省令の改正及び審査業務の簡素・合理化及び円滑・的確な実施を実現するための入管法改正という施策を実施した。しかし、施策の実施から評価時期までの期間が3か月という短期間であるため、現時点において、これら施策によって達成目標を実現したか否かを判断するのは困難であるが、平成14年度以降の政策評価においては、受入れ者数を調査する等して的確な評価を実施していきたい。

「e-JAPAN重点計画」においては、情報処理技術に係る資格制度の国際標準化を図るため、資格制度を有する国との間で資格の基盤となるスキル標準について相互認証を行うとされているところ、入国管理局では、今後、相互認証の進展を踏まえ、新たに相互認証された外国の資格等について適当と認められるものについても適宜告示に追加し、外国人IT技術者の受入れ拡大を行っていくことを検討している。

また、これらの分野以外においても、専門的・技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについては、社会のニーズを見極めた上、外国人の入国・在留が我が国社会に悪影響を与えることなく、かつ、当該外国人がより機動的に活躍できるよう、在留資格などの整備を検討するなどして、引き続き我が国に有益となる外国人の積極的な受入れを図っていく必要がある。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 外国人IT技術者の上陸許可基準に係る告示への追加

平成13年12月28日の法務省令の改正により、我が国が実施する情報処理技術に関する試験に加え、シンガポール政府が認定した資格を有する外国人IT技術者についても、「技術」の在留資格に関する上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できているところ、

経済産業省が推進している情報処理技術者資格の国際標準化施策により、情報処理技術に関する韓国の資格及び中国の試験についても我が国の情報処理技術者試験と相互認証されたことから、平成14年7月19日、当該相互認証された資格・試験のうち適当なものについて、法務省告示に追加した。

2 今後の予定

(1) 外国人 IT 技術者の上陸許可基準に係る法務省告示への追加

外国人 IT 技術者の受入れについては、引き続き経済産業省が行っている相互認証の進展を踏まえ、新たに相互認証された資格等のうち適当と認められるものについて適宜告示に追加する。また、地方入国管理局等から同告示に該当し入国した外国人 IT 技術者数等に係る報告を求め、施策の実施状況を検証していくこととしている。

(2) 専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れについての検討

情報通信以外の分野における専門的・技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについては、社会のニーズを見極めるとともに、その入国・在留が我が国社会に悪影響を与えることなく、かつ、当該外国人がより機動的に活躍できるよう、これら外国人の受入れの在り方等について検討していく。

3 その他

特になし。

備 考

政策所管部局	入国管理局	評価実施主体	入国管理局	
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ			
目 標	基本目標	国際化と社会のニーズに応える外国人受入れを円滑に実現する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)	指 標	平成13年度中に目標達成のために講じた施策の実施状況(来年度以降の政策評価にあたっては、在留資格の新設、研修から技能実習へ移行ができる職種数の拡大状況を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。)
	達成目標	研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実を図る。		
基本的考え方	<p>出入国管理行政の重要な任務の一つには、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を考慮しつつ、我が国社会にとって有益である外国人を積極的かつ円滑に受け入れるための施策を講じることが挙げられるが、その目的は国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することにある。我が国が実施している研修及び技能実習制度は、外国人研修生に学習である「研修」と雇用関係の下での技術等の修得である「技能実習」の双方を修得させることを通じて、開発途上国へ効果的な技術移転を図り、これらの国々等の経済発展を担う人づくりに協力・貢献することが先進国である我が国の責務であるとの観点から、社会の各方面の期待を担って創設、運営されてきたものであり、制度のより一層の充実を図る必要がある。しかし、同制度が定着・発展を見る一方で、研修生、技能実習生の研修先からの逃亡等様々な問題が発生し、その背景には受入れ機関及び研修生等関係者が研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解していないことが挙げられる。また、技能実習制度へ移行可能な職種が限定されているため、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生や、研修生を受け入れて技術を習得させることにより海外における事業展開の基礎を築きたいとする受入れ機関の要望に十分に答えられていないとの指摘もある。このような現状を踏まえ、現行の研修制度及び技能実習制度を見直し、関係省庁と連携の上、受入れ機関及び研修生等関係者に対する指導・啓発、技能実習対象職種の拡大、制度に見合った在留資格の創設等の施策を講じて、研修及び技能実習制度の一層の適正化及び拡充を図る。</p>			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	我が国の経済状況の変化による外国人研修・技能実習生の受入れ希望機関数の変動			
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>			
評価結果	1 測定時期			

平成14年3月31日

2 評価方法

平成13年度の政策評価にあたっては、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況を指標としたが、来年度以降の政策評価にあたっては、在留資格の新設、研修から技能実習へ移行できる職種数の拡大状況を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。

3 平成13年度に講じた施策

(1) アンケート調査の実施

技能実習制度は、平成5年の創設以来、社会の各方面からの要望を踏まえ、適宜、見直しを行い、我が国社会に定着・発展してきたものと認められるが、その一方で、研修・技能実習生の失踪、逃亡事件の発生等の諸問題が顕在化しており、その背景には、制度の趣旨が受入れ団体・企業、研修生、技能実習生本人及び外国の送出国に十分に理解されていないことが挙げられる。そこで、研修・技能実習制度の実状及び問題点を把握し、今後の制度のあり方の検討に必要な情報を収集するため、入国審査官による受入れ機関の個別訪問調査及び財団法人国際研修協力機構の協力の下に受入れ機関の要望等を聴取するアンケート調査を実施した。

入国審査官による受入れ機関の個別訪問調査は、平成13年5月21日から7月31日までの間に行われ、201機関の研修・技能実習生194人を対象に、受入れ機関に対しては「旅券等の保管状況」、「研修手当の支払方法」及び「研修実施状況」について、また、研修生等に対しては、「研修の満足度」、「帰国後の稼働予定」及び「研修・技能実習制度に対する認識」等について調査を実施した。

また、財団法人国際研修協力機構の協力による受入れ機関に対するアンケートは、平成13年8月1日から8月30日までの間に行われ、「研修生の受入れ理由」及び「研修制度に対する評価」について調査を実施した。

これら調査の結果、受入れ機関については、研修・技能実習制度についておおむね正しい理解を有していることがうかがわれたが、中には研修生を単なる労働力として活用していると見られる事例が見受けられた。また、研修生・技能実習生の多くは、我が国で技術・技能等を修得できた旨回答しているものの、研修生は学習としての「研修」を受けらるものであって報酬を伴う稼働は認められていないにもかかわらず、報酬を得て働くことができるとの誤った理解を有している研修生が全体の半数近くに上った。

(2) 審査の迅速・適正化に向けた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正

近年、外国人の入国・在留形態が多岐にわたっていることに伴い、その審査業務も複雑かつ困難化していることから、入国審査官に事実の調査をする権限を付与し、より一層適正な審査業務を実施させるとともに、入管法に規定する法務大臣の許可権限の一部を地方入国管理局長へ委任することによって入国・在留審査業務の迅速な処理を促進するための入管法の改正を行い、平成14年3月1日から施行した。

4 評価

平成5年に創設された技能実習制度については、創設当初、滞在期間が「研修期間と合わせて2年以内」、対象職種が17種類であったのに対し、平成9年には、滞在期間を「研修期間と合わせて3年以内」に延長したほか、その対象職種も評価時期の時点では59職種（うち1種は、滞在期間が研修期間と合わせて2年以内）にまで拡大している。

技能実習移行対象職種の拡大状況

年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 10 年	平成 12 年
職種数	46 (17)	47	53	55	59

() は技能実習制度創設時の職種数。

また、技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人登録件数は、平成13年12月31日現在、32,822人で、5年前の平成9年12月31日における7,988人の約4倍となっており、技能実習制度の拡大とともに外国人登録者数も拡大しており、同制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。

在留資格「特定活動（技能実習）」に係る外国人登録者数

年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
登録者数	7,988	15,486	19,740	24,917	32,822

そこで、平成13年度は、研修及び技能実習制度の適正化及び拡充をより一層図るため、研修・技能実習全国総合実態調査を実施し、これら制度の実状及び問題点を把握するとともに、今後の制度のあり方の検討に必要な情報収集に努めた。その結果、受入れ機関及び研修生ともにおおむね正しい理解を有しているものと考えられるが、誤った認識を有している事例も認められたことから、関係者への指導・啓発を一層効果的に実施するための方策を検討する必要がある。

今後、入国管理局では、研修・技能実習全国総合実態調査の結果を踏まえ、研修・技能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習対象職種の拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っていくほか、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容がわかりにくいとの指摘もあることから、技能実習制度に基づく在留資格であることを明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な法改正についても検討することとしている。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 技能実習への移行対象職種の拡大

「プリント配線板製造」及び「寝具制作」については、受入れ機関や関係業界から技能実習への移行対象職種とするよう強い要望がなされていたところ、関係省庁等と協議を行った上、平成14年8月1日、これら職種についても技能実習への移行対象職種に追加したことから、技能実習移行対象職種は59職種から61職種に拡大した。

2 今後の予定

(1) 技能実習制度の拡充についての検討

平成13年度に実施した「研修・技能実習全国総合実態調査」の結果を踏まえた研修・技能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修

生，技能実習生及び受入れ機関の要望に応えるため，技能実習対象職種を更に拡大する等技能実習制度の拡充について，関係省庁と協力して検討していく。

(2) 新たな研修制度の創設にむけた検討

現行の研修制度・技能実習制度は，現地法人等からの社員を受け入れて実施する「企業単独型研修」と中小企業団体等が第一次受入れ機関となって実施する「団体管理型研修」が，「研修」という一つの在留資格の枠組みによって実施されているため，制度の理想と現実がかい離しているという問題点が生じていることから，入管法の改正を含め，開発途上国に対する高度な技術を移転し，人づくりに貢献するという制度の理念に沿った新たな研修制度の創設に向けた検討を行う。

3 その他

特になし。

備 考

政策所管部局	入国管理局	評価実施主体	入国管理局	
施策等の名称	外国人の円滑な受入れ			
目 標	基本目標	国際化と社会のニーズに応える外国人受入れを円滑に実現する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)	指 標	平成13年度中に目標達成のために講じた施策の実施状況(来年度以降の政策評価にあたっては、入国者総数に対する学術・文化・青少年交流等の分野に係る在留資格を有する者の割合等を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。)
	達成目標	学術・文化・青少年交流の推進と留学生、就学生の積極的な受入れを図る。		
基本的考え方	<p>学術・文化・青少年交流は、いずれも国際社会における相互理解、協調意識の醸成に役立つものであり、次の時代の国際交流を担う外国人の青少年に我が国の理解者を得ることは、今後の我が国の国際的な発展の大きな力となるものである。特に、将来我が国及び母国における活躍が期待される留学生、就学生については、その受入れを一層積極的に図っていくことが望ましい。このような観点から、国際協調と国際交流の増進に寄与するとともに、我が国社会の健全な発展に資することを目的として、我が国社会にとって有益である外国人を受け入れることを重要な任務の一つとする出入国管理行政としては、関係省庁と協力し、スポーツ、イベント、ワーキングホリデー制度(二国間の協定に基づき、一定期間休暇を過ごすことを目的として在留する青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に報酬を受け活動する制度)を通じた交流を支援するため、これら分野における外国人の適正かつ円滑な入国・在留が可能となるような施策を講じる。なお、留学生・就学生の中には我が国での就労を目的として入国する者が少なくないほか、教育機関による学生の在籍管理が不十分のため、留学生・就学生が学業を継続できなかつたり、アルバイトのみを行っている等の問題も生じていることから、関係省庁と協力の上、外国人学生の受入れの在り方の改善と教育環境の整備等を通じて、その積極的な受入れを行っていくとともに、外国人学生の在留の適正化に資するため、教育機関への指導方法についても検討していく。</p>			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際情勢の変化に伴う海外渡航者数の変動 2 我が国の経済状況の変化による受入れ機関数の変動 			
見直しの有無	<ol style="list-style-type: none"> 1 目標自体の見直しの有無 なし。 2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。 			
評価結果	1 測定時期			

平成14年3月31日

2 評価方法

平成13年度の政策評価においては、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況を指標としたが、平成14年度以降の政策評価にあたっては、入国者総数に対する学術・文化・青少年交流等の分野に係る在留資格を有する者の割合等を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。

3 平成13年度に講じた施策

(1) ワーキングホリデー制度の実施

我が国及び英国の口上書に基づき、平成13年4月16日から我が国と英国の間でワーキング・ホリデー制度が実施されることから、平成2年5月24日付け法務省告示第131号の改正を行い、ワーキング・ホリデー対象国に英国を加え、平成13年4月1日から施行した。なお、施行日から評価時期までにワーキングホリデー制度を利用して新規入国した英国人は157人である。

(2) 国際的競技会等の円滑な実施を確保するための出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正

平成14年5月31日開幕のワールドカップサッカー日韓共同開催大会（以下「ワールドカップ」という。）は、世界中が注目する国際的規模の大会であり、同大会の安全な実施は国際社会に対する開催国としての責務である。そこで、出入国管理行政としてもこれに貢献するべく、同大会の円滑な実施を妨げる、いわゆるフーリガンへの対策として、我が国で開催される国際的な競技会や会議に関連して暴行等を行うおそれのある者の上陸を拒否し、さらに、国内においてこのような行為を行った者を迅速に国外に退去させるための上陸拒否事由及び退去強制事由を入管法に新設した。

(3) ワールドカップ開催中における円滑な人の移動を実現するための「プレクリアランス」の実施

ワールドカップは我が国と韓国の共同開催であることから、両国間の大規模な人の移動を適正かつ円滑に行うため、平成14年5月15日から6月30日までの間、両国政府が相互に出入国管理担当官を派遣し、希望する外国人を対象に入国許可の可否の事前確認を相手国において行う「プレクリアランス」を、新東京国際空港（成田空港）及び韓国・仁川国際空港において実施することを合意した。

(4) 日本語教育機関の認定業務の迅速化・効率化を図るための入管法施行規則の改正

平成13年3月30日、日本語学習を目的とする留学生・就学生の入国に関し、法務大臣が日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業を認定する制度を導入する旨入管法施行規則の一部を改正し、同年5月31日には、財団法人日本語教育振興協会（以下「日振協」という。）を同事業者として認定した。これらの措置により、日本語学習を目的として入国する留学生・就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める場合に、日振協の審査結果を参考とすることができることとなったことから、業務の迅速化・効率化が図られた。なお、平成14年3月31日現在、法務大臣が告示をもって定めた日本語教育機関は327校となっている。

(5) 教育機関に対する指導

留学生・就学生の入国・在留審査にあたっては、学生の在籍管理が適正に行われている教育機関からの申請については、できる限り提出書類の縮減を行う等の措置をとる等教育機関の在籍管理能力に応じた取扱いを推進し、留学生・就学生の円滑かつ適正な受入れの促進を図っているところ、一部の教育機関において、学生の選抜にあたって勉学意欲の確認が十分に行われていない、学生の所在やアルバイト先を把握していないため、学業がおろそかになるなど、在籍管理が不十分であるなどの問題が発生したため、教

育機関の所在地を管轄する地方入国管理局にこれら教育機関の関係者の出頭を求め、選抜方法の改善及び在籍管理の改善・徹底に係る注意・指導を行った。

4 評価

平成13年度においては、ワーキング・ホリデー対象国に英国を加えた法務省告示が施行されたほか、ワールドカップの円滑な実施に向けて、入管法を改正するとともに、共同開催国である韓国との間で「プレクリアランス」制度及び期間限定の査証免除措置について合意するなど、スポーツ、イベント及びワーキングホリデー制度を通じた学術・文化・青少年交流の推進に貢献するための施策を講じることができたものとする。

また、日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として入国する留学生・就学生を受け入れることができる日本語教育機関を告示で定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、業務の簡素・合理化が図られ、留学生・就学生の円滑な受入れに貢献できたものとする。しかしながら、依然として、受け入れた留学生・就学生の在留の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が散見されており、関係省庁と協力の上、留学生・就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) ワールドカップサッカー大会の円滑な実施にむけた厳格かつ円滑な審査の実施

平成14年5月31日から6月30日までの間に開催されたワールドカップの安全な運営に資するため、当局においては、主要空港に審査要員を派遣するなどして、厳格かつ円滑な審査を実施した。

なかでも、フリーガンの入国を水際で阻止することを最重要課題として取り組み、平成14年3月1日に施行された改正入管法第5条第1項第5号の2（いわゆるフリーガン条項）を適用して、19人のフリーガンの入国を阻止した。

(2) ワールドカップ期間中の「プレクリアランス」の実施

平成14年5月15日から6月30日までの間、我が国とワールドカップ共同開催国である韓国との間で、人の往来が円滑かつ適正に行われるようにするため、両国が出入国管理担当職員を相互に派遣し、入国許可の可否の事前確認を相手国において行う「プレクリアランス」を実施した。当局は、同期間中、韓国仁川国際空港に入国審査官14人を派遣し、約2万9000人（うち、韓国人は約2万7000人）に対してプレクリアランスを行った。

(3) 日本語教育機関の法務省告示への追加

平成13年5月31日、日振協を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者と認定したことにより、日本語教育機関を告示で定める際、日振協の審査結果を参考とすることができるようになり、業務の簡素・合理化が図られているところ、引き続き留学生・就学生の円滑な受入れを実現すべく、平成14年4月30日、日本語教育機関20校を告示へ追加した。

2 今後の予定

(1) 外国人留学生を受け入れる教育機関への指導

留学生の入国・在留の許可は、教育機関において適正な教育が実施されることを前提として認められているものであるところ、既に外国人留学生が収容定員総数の過半数以上を占めている大学、短期大学又は専修学校専門課程から、定員を超えることが明らかな数の在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、原則として定員の範囲内で外国人の受入れを行うよう指導することを検討する。

	3 その他 特になし。
備 考	

政策所管部局	入国管理局	評価実施主体	入国管理局
施策等の名称	好ましくない外国人の排除		
目 標	不法滞在者への現実的かつ効果的な対策を実施する。(具体的には、下記「基本的考え方」での説明のとおり。)	指 標	平成13年度中に目標達成のために講じた施策の実施状況(来年度以降の政策評価にあたっては、不法滞在者数、被摘発者数、偽変造文書発見件数の変動状況、被送還者数等を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。)
基本的考え方	<p>出入国管理行政の重要な役割の一つは、外国人の適正な入国・在留を確保することにより、我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており、在留資格を有することなく我が国に事実上在留している外国人についてはこれを厳正に排除し、入管法違反者の減少を図らなければならない。</p> <p>入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯の取締り(摘発・収容・送還)の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーンを実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反者の入国を防止するため、最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器の導入拡大に努め、偽変造旅券等の行使者に対する厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなど入国管理体制の強化に努めるなどの施策を講じることとしている。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 平成13年度の政策評価においては、目標達成に向けた施策の実施状況を指標としたが、来年度以降の政策評価にあたっては、不法滞在者数、被摘発者数、偽変造文書発見件数の変動状況、被送還者数等を指標とする等、定量指標の採用に向け、現在検討中である。</p>		

3 平成13年度に講じた施策

(1) 入管法違反外国人の集中摘発の実施

平成13年8月29日の「国際組織犯罪等対策推進本部決定」において、国内に多く存在する不法滞在者が、都市部を中心に多発する国際組織犯罪等の温床となっている旨指摘されるなど、都市部を中心とした不法滞在者対策が求められたことから、平成13年度中は、全国から入国警備官を東京入国管理局に応援派遣の上、首都圏における入管法違反外国人の集中摘発及び東京都新宿区歌舞伎町における同集中摘発を各2回、また、期間を定めて全国の地方入国管理官署が一斉に摘発活動を実施する入管法違反外国人一斉摘発を1回実施した。その結果、入国警備官延べ7,488人を動員の上、事業所、風俗関連店舗及び居宅等1,360か所を立ち入り調査し、計4,241人の入管法違反外国人を摘発した。

(2) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成13年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日大使館及び在外日本公館を通じて啓発等の広報活動を行った。また、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」において、経済4団体の担当者の出席を求め、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

(3) 入国審査時における偽変造文書発見体制の強化

偽変造文書等の行使による不法入国を阻止し、新たな入管法違反外国人の流入を防止するため、平成13年7月に偽変造文書鑑識専従要員28人を増強するとともに、最新鋭の偽変造文書鑑識機器21台を成田空港・関西空港等の主要空海港に配備し、さらに平成13年度補正予算により国際定期便が運行している全国の空港等に同型機器23台を配備した。

4 評価

平成13年度は、首都圏を中心とした5回の集中摘発の実施、不法就労防止キャンペーンの実施及び偽変造文書鑑識体制の充実に伴う一層厳格な入国審査の実施など、総合的な不法就労外国人対策を行った結果、平成14年1月1日現在の本邦における不法残留者数は22万4,067人と、前年同期に比べ8,054人(3.5パーセント)減少し、過去最も多かった平成5年5月1日現在と比べ7万4,579人(25.0パーセント)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施できたものと考ええる。

また、偽変造文書鑑識専従職員を増員するとともに、国際定期便が運行している全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器44台を配備した結果、平成13年中の偽変造文書発見件数は前年比31パーセント増の2,735件にのぼり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考ええる。

しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、国際組織犯罪対策推進本部決定においても、近年、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国の治安悪化に対する国民の不安が増している旨指摘されており、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。入国管理局としては、限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し、効率的な退去強制手続のための制度の検討、情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により、一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 不法入国者の違反調査・刑事告発体制の整備

平成14年度から、不法入国者を刑事告発するための職員として、成田空港を管轄する東京入国管理局成田空港支局に4名、関西空港を管轄する大阪入国管理局関西空港支局に2名の入国警備官がそれぞれ増員されたことから、両支局においては、平成14年4月から同6月までの3か月間に876件の不法入国事件等を立件し、偽変造文書を使用する等悪質な行為を行った者については積極的に警察へ通報・告発している。

また、両空港の直行通過区域（航空機により入国する者が、降機してから上陸審査場までの経路及び乗換えのためにとどまることができる場所をあわせた区域）を悪用し、我が国又は第三国への不法入国を企図する者及び不法入国をほう助する者等については、両支局の職員が同区域を巡回して積極的にこれらの者の発見、調査に努め、退去強制手続を執っている。

(2) 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成14年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼したほか、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭・巡回広報による啓発、在日大使館及び在外日本公館を通じて啓発等の広報活動を行った。

また、警察庁、厚生労働省、法務省の担当課長で構成される「不法就労外国人対策等協議会」において、経済4団体の担当者の出席を求め、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

(3) 中国との不法入国・不法就労防止対策協議の実施

平成14年7月、中国・北京において日中治安当局間協議が開催されたところ、近時、航空機による入国者が偽変造旅券を行使する事案や日系人に巧妙に偽装する事案が増加していることから、日中両国が緊密な情報交換を行い、積極的な取締りを実施することなどについて合意した。

また、同協議において、船舶による中国人集団密航者の早期身柄引取りを中国政府に申し入れ、その後、在京中国大使館との数次にわたる協議を行った結果、8月16日、64名の中国人不法入国者を中国政府がチャーターした航空機で中国へ送還した。

2 今後の予定

(1) 入管法違反外国人の集中摘発の実施

平成14年1月1日現在の我が国における不法残留者数は22万4,067人で、前年に比べ減少しているものの、依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪が多発傾向にあることから、昨年度に引き続き、入管法違反外国人の集中摘発を実施する予定である。

(2) 入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会の開催

入管、警察、海上保安庁、税関等関係省庁及びその地方機関が情報交換を行い、協力体制を一層緊密にして入管法違反事犯へ適切に対処するため、昨年度に引き続き、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催する予定である、

(3) 偽変造文書鑑識機器の配備

平成13年度中に国際定期便が運行している全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器44台を配備した結果、平成13年における偽変造文書発見件数は2,735件と前年に比べ31パーセント増加したことから、新たな入管法違反者の入国を更に阻止するため、平成15年度予算要求において空港等の上陸審査ブースへの偽変造文書鑑識機器の配備を要求している。

(4) 入管法の改正

	<p>平成13年7月10日の閣議決定により内閣に設置された「国際組織犯罪等対策推進本部」において、特に重点的に、計画的に取り組むべき対策として「偽りその他の不正の行為により在留を画策するなどして継続して滞在させることが好ましくない」と認められる事案に対し、在留期間途中で在留資格を失わせることができるよう出入国管理及び難民認定法の改正をできるだけ早期に行うべく検討する。」旨決定されていることから、同決定を踏まえ、入管法の改正を検討している。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
備 考	